

協会けんぽの

一部負担金等免除証明書

をお持ちの方へ

協会けんぽ加入者の
東日本大震災による一部負担金免除を
平成24年9月30日で終了します

ご注意ください

ただし、次の方は平成25年2月28日まで一部負担金等が免除されます。
福島原発の警戒区域、計画的避難区域または旧緊急時避難準備区域の住民の方
特定避難勧奨地点（ホットスポット）に特定され、避難されている方

なお、平成24年10月1日以降は、有効期限が切れた免除証明書は使用
できませんので、ご注意ください。

協会けんぽが実施する健診・特定保健指導にかかる費用は、平成25年3月31日
実施分まで還付の対象です。

お問い合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の方

☎ 022-714-6855（災害対応）
022-714-6850（代表）

水色の保険証
が目印です



協会けんぽ以外の健康保険にご加入の方は、ご加入先の各保険者
（国民健康保険、健康保険組合等）にお問い合わせください。



全国健康保険協会 宮城支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>